

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	<p><b>高校生インターンシップ事業【結果 1】</b></p> <p>実習終了後の報告書の提出遅延について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      実習生が作成した報告書には、実習終了後から期限である14日を超えて事務局に提出されているものが散見された。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      報告書の提出が遅れた要因を十分に分析し、遅延が発生しないように学校に指導することや、現状の期限設定では学業に影響を与える可能性がある場合には実施要領の記載を見直すことを検討されたい。</p>	<p>報告書提出遅延の要因について、インターンシップ事業参加校から聞き取りを行った上で、実習生や学校に過度な負担を与えることのないよう、実施要領に規定する報告書の提出期限の見直しを検討してまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>実習生や学校に過度の負荷を与えないよう、令和7年度から、実施要領13に規定する報告書提出期限を「実習生全員の実習が終了した日から起算して1か月以内」に見直しました。</p> <p>また、期限内の報告書提出について参加各校に働きかけを行っております。</p> <p>(経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
45	<p><b>ジョブカフェいわて運營業務委託【結果 2】</b></p> <p>事業報告等の仕様書への記載不足について</p> <p>【現状の問題点】 運營業務委託仕様書には、事業開始前に策定すべき事業計画、経費支出計画や、業務が完了した際に報告すべき事項が規定されていなかったため、事業が適切に実行されるかの十分な検証を実施できていない。</p> <p>【解決の方向性】 仕様書に事業計画や事業が完了した際に報告すべき事項を規定すべきであろう。</p>	<p>事業完了時の報告事項については、令和 6 年度の同事業業務委託から、仕様書の改善を図り規定しております。</p> <p>また、円滑な業務執行のために年間スケジュールや予算執行計画の提出を求める必要性については、当該業務委託の業務内容や経費の性質を踏まえて検討し、必要な対応を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（経済企画課）</p>	<p>○措置済</p> <p>事業完了時の報告事項について、令和 6 年度から同事業業務委託の仕様書に規定し、改善を図りました。</p> <p>また、円滑な業務執行のため、事業計画及び予算執行計画の提出について、令和 7 年度から同事業業務委託の仕様書に規定し、改善を図りました。</p> <p style="text-align: right;">（経済企画課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
52	<p><b>新社会人就職定着支援事業【結果 3】</b></p> <p>事業報告等の仕様書への記載不足について</p> <p>【現状の問題点】 業務委託仕様書には、事業開始前に策定すべき事業計画、経費支出計画や、業務が完了した際に報告すべき事項が規定されていなかったため、事業が適切に実行されるかの十分な検証を実施できていない。</p> <p>【解決の方向性】 仕様書に事業計画や事業が完了した際に報告すべき事項を規定すべきであろう。</p>	<p>事業完了時の報告事項については、令和 6 年度の同事業業務委託から、仕様書の改善を図り規定しております。</p> <p>なお、本事業は、令和 6 年度で終了するものですが、他の類似の委託事業の実施におきましても、円滑な業務執行のために年間スケジュールや予算執行計画の提出を求める必要性について、個別の業務委託ごとに業務内容や経費の性質を踏まえて検討し、必要な対応を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（経済企画課）</p>	<p>○措置済</p> <p>事業完了時の報告事項について、令和 6 年度から同事業業務委託の仕様書に規定し、改善を図りました。</p> <p>同事業は令和 6 年度で終了していることから、事業計画及び予算執行計画の提出の規定に係る令和 7 年度の改善はありません。</p> <p style="text-align: right;">（経済企画課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
58	<p><b>商店街等指導事業（商店街等魅力強化支援事業）</b>  <b>【結果 4】</b></p> <p>指導講師謝金支給基準の見直しについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>            講演の講師が 2 人だったため 6 万円支払っているが、支給基準において、講師の人数は規定されていないため、講師の人数に関わらず、実際に開催された 1 回分の 3 万円のみが支払われるべきであったと考えられる。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>            支給基準に講師の人数も考慮した記載とするなど、支給基準と支払実績が乖離することがないように支給基準の記載を明確化する必要があると考える。</p>	<p>支給基準と支払実績が乖離しないよう、実施要領を改訂し、見直しを行ってまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 7 年 1 月に実施要領の改訂を行い、講師 1 名ごと、講演 1 回あたりの支給額を明確に記載しております。</p> <p>(経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
86	<p><b>工場新設拡充等事業【結果 5】</b></p> <p>認定事務における事業税納税証明書の未徴収について</p> <p>【現状の問題点】 令和 5 年度の補助事業において、地方税である事業税の納税証明書を求めるべきところ、誤って国税である法人税の納税証明書を求め、申請者が連結納税制度を採用していたことから親会社の納税証明書が提出された。</p> <p>【解決の方向性】 当該事業者から所定の事業税納税証明書を徴収するとともに、今後の認定事務に当たっては、趣旨を踏まえ、所定の資料の提出を受けるよう徹底されたい。</p>	<p>当該事業者から所定の事業税納税証明書を徴収するとともに、今後の認定事務に当たっては、複数の担当職員により確認を行うなど、事業に係る提出書類の内容確認を徹底してまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>当該事業者に対して、現在所定の納税証明書の提出を依頼しているほか、以後の認定事務に当たっては、所定の納税証明書を収受しています。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
90	<p><b>盛岡手づくり村振興事業【結果 6】</b></p> <p>盛岡手づくり村の大型樹木の定期的な点検について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 令和 5 年度に盛岡手づくり村内の構内道路脇（市有地）にある大型樹木が倒れ、その倒木により、車両 2 台に対して被害を及ぼした。業務委託の契約内容の「植栽の維持管理」に大型樹木の定期的な点検が含まれていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 業務委託の契約内容の「植栽の維持管理」に大型樹木の点検も含め、危険が生じる可能性がある場合には、当該樹木の伐採をする内容を追加すべきである。</p>	<p>委託業務の「植栽の維持管理」に大型樹木の点検・伐採剪定を追加し、危険が生じる可能性がある場合は適切に対応できるよう契約内容を改善いたします。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 7 年度の委託分から、委託内容に「大型樹木点検・伐採剪定」の項目を追加しました。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
97	<p><b>産業支援センター管理運営事業【結果7】</b></p> <p>収支決算書の記載について</p> <p>【現状の問題点】 指定管理者から提出された収支報告書には、注意事項として「収入の部と支出の部の合計額が一致するように作成してください。」との記載があり、実際に提出された収支報告書においても、収支の決算額が一致したものが提出されている。</p> <p>【解決の方向性】 新事業創出支援センターのように収支同額ではない報告を求めているものもある。収支報告書には指定管理業務の実態を反映した数値を記載すべきであり、当該注記の記載を改めるとともに、指定管理者には実際の収支額を記載するよう運用を改められたい。</p>	<p>収支決算書の様式に記載されている注記を改めるとともに、令和6年度の報告から指定管理者には実際の収支額を記載するよう対応を依頼いたします。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>収支決算書の注意事項における「収入の部と支出の部の合計額が一致するように作成してください。」の文言を削除し、指定管理者には実際の収支額を記載するよう指示をしました。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
105	<p><b>産学官連携研究センター管理運営事業【結果 8】</b></p> <p>収支決算書及び収支予算書の記載について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      指定管理者から提出された令和 5 年度収支決算書には、注意事項として「収入の部と支出の部の合計額が一致するように作成してください。」との記載があり、実際に提出された収支決算書においても、収支の決算額が一致したものが提出されている。また、事業開始前に提出を受ける収支予算書が税抜数値で作成されている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      収支報告書には指定管理業務の実態を反映した数値を記載すべきであり、当該注記の記載を改めるとともに、指定管理者には実際の収支額を記載するよう運用を改められたい。また、税込での収支決算書の報告を求めている以上、収支予算書についても税込数値での報告を求めることが必要である。</p>	<p>収支決算書の様式に記載されている注記を改めるとともに、令和 6 年度の報告から指定管理者には実際の収支額を記載するよう対応を依頼いたします。</p> <p>また、収支予算書についても、令和 7 年度から税込数値での報告を求めるよう様式を修正いたします。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>収支決算書の注意事項における「収入の部と支出の部の合計額が一致するように作成してください。」の文言を削除し、指定管理者には実際の収支額を記載するよう指示をしました。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
106	<p><b>産学官連携研究センター管理運営事業【結果 9】</b></p> <p>基本協定書に定める要求水準の見直しについて</p> <p>【現状の問題点】 指定管理者制度導入の効果等を検証するため、毎年度、指定管理者に求める要求水準に対する実績評価を行っている。要求水準のうち「管理経費の縮減」として光熱水費の 5 パーセント縮減、「市民の平等使用の確保」として自主事業周知チラシ配布数が設定されている。</p> <p>【解決の方向性】 光熱水費単価は指定管理者に裁量の余地がなく、インターネットや SNS が普及する現状においてチラシ配付数を市民の平等使用の確保の要求水準とすることは意義に乏しい。要求水準は実態に即した適切な内容とするよう見直されたい。</p>	<p>令和 7 年度に指定管理者の更新時期を迎えることから、令和 6 年度の認定作業において、「管理経費の縮減」として歳出決算額の維持、「市民の平等使用の確保」として不平等な取扱いに係る苦情・要望の件数を要求水準として設定し、より実態に即した内容で対応いたしました。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 7 年度からの指定管理者の更新に当たり、指定管理者に求める要求水準項目の見直しを行っております。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
137	<p><b>盛岡AI・IoTプラットフォーム事業【結果11】</b></p> <p>デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進交付金）の報告について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 受託者からの収支決算の報告のうち、その他経費についてデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進交付金）の国に対する報告を作成するに当たって、各事業按分基準が明確となっていなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 国に対する報告を作成するに当たって、疑義を持たれないように按分基準を明確にしておくべきである。</p>	<p>受託者からの収支決算報告書について、必要な経費がそれぞれの事業に合わせて計上するよう見直しを行いました。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>令和7年度から国に対する報告を作成するに当たって、その他経費を対象事業ごとに経理して収支報告書を作成するよう受託者に指導しております。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
141	<p><b>地域企業成長加速支援事業【結果12】</b></p> <p>収支決算書の記載誤りについて</p> <p>【現状の問題点】 委託業務の収支決算書では「謝金【講演】5回」となっているのに対して、実績報告書では「講演4回」となっており、提出書類の間に相違があった。</p> <p>【解決の方向性】 実際の講演は4回であり、収支決算書の記載が誤っていた。提出書類に内容に不備がある場合には、適切に修正するように指導すべきである。</p>	<p>今後、提出書類について適切に記載されているかを複数の職員にて確認し、不備がある場合には適切な書類を提出するよう指導を行ってまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>今後、提出書類について適切に記載されているかを複数の職員にて確認し、不備がある場合には適切な書類を提出するよう指導を行ってまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
149	<p><b>まつり・イベント振興事業（観光課）【結果13】</b></p> <p>盛岡秋まつり山車製作費補助金における実績の確認について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡秋まつり山車制作補助金に係る事業計画及び事業実績書に山車製作についての記載がなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 交付先に対し、事業実績書の記載が不十分であれば詳細かつ正確な記載を要請すべきである。併せて、支出の存在・経費の発生を疎明する写真、証憑等を添付資料として提出させる必要がある。</p>	<p>盛岡秋まつり山車制作補助金について、事業計画書への制作内容等の記載並びに完了報告書への支出や経費の発生が分かる資料及び制作過程を証明する写真等の資料の提出を求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 6 年度事業に係る完了報告書において、経費発生を証明する写真等を提出させ、適正に事業が完了したことを確認しております。</p> <p>令和 7 年度の事業計画書については、製作内容が記載されている事を確認しております。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
155	<p><b>M I C E 誘致推進事業【結果14】</b></p> <p>観光コンベンション協会の翌年度M I C E 助成金予定額の管理について</p> <p>【現状の問題点】 観光コンベンション協会が整理したM I C E 申請一覧の開催助成金予定額の総額は 1,300万円であったが、記載誤りにより、開催予定助成額 440万円が過大に計上されたまま、観光課に報告されていた。</p> <p>【解決の方向性】 観光コンベンション協会が整理したM I C E 申請一覧を適切に作成するように指導することが必要である。</p>	<p>盛岡観光コンベンション協会に対し、M I C E 申請一覧を適切に作成するよう指導してまいります。また、市においても申請調書との突合により、助成額に誤りがないか確認してまいります。</p> <p>(観光課)</p>	<p>○措置済</p> <p>盛岡観光コンベンション協会に対し、M I C E 申請一覧を適切に作成するよう指導済みであり、市においても、事務手続きを改善して助成金申請毎に、M I C E 申請一覧と申請調書とを突合し、助成額に誤りがないか確認してまいります。</p> <p>(観光課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
164	<p><b>まつり・イベント振興事業（産業振興課）【結果 15】</b></p> <p>実行委員会における随意契約理由書の未作成について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 玉山夏まつり実行委員会において花火打上の委託が随意契約されたが、随意契約にかかる理由書の作成、起案書への記載が行われていなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 玉山夏まつり実行委員会の事務を市の契約規則に従って行うよう、徹底する必要がある。</p>	<p>随意契約の理由の起案書への記載が漏れていたことから、今後は実行委員会における起案において随意契約の理由を記載することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興課）</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 7 年度の煙火打上業務委託においては、市の財務規則ほかに従い、随意契約に係る理由書を作成の上、起案文書にも理由を記載し、契約手続きを行った。</p> <p style="text-align: right;">（玉山総務課）</p> <p>※R7年度から玉山総務課へ事業移管</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
48	<p><b>若者サポートステーション運營業務委託【意見 1】</b></p> <p>経費の内容及び帳簿・証憑書類の確認について</p> <p>【現状の問題点】 実際に支出された経費が仕様書に合致しているか、また、事業の帳簿及び証憑書類が適切に整理されているかの確認を実施していない。</p> <p>【解決の方向性】 経費の重要性に応じて領収書等の外部証憑を確認するとともに、経費の外部証憑が適切に整理・保存されているかを実際に確認することが望ましい。</p>	<p>業務委託の成果の確認と併せて、不適切な経費の支出がないかの確認の実施について検討してまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 6 年度の完了検査時から、委託仕様を満たす成果の確認に加えて、経費の用途や外部証憑の管理状況について実地検査を行っております。</p> <p>(経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
55	<p><b>商業振興事務事業（中小企業者人材育成支援事業）</b> <b>【意見 2】</b></p> <p>補助対象経費の範囲の見直しについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 令和 5 年度の補助金の交付実績がなかった。遠方の地で開催する人材育成研修の受講料のみが補助対象となっており、旅費は対象となっていないことが事業の活用が進まない要因の一つになっていると考えられる。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 補助対象経費の範囲を見直すことや、オンライン研修等の付随的費用が大きくない研修も積極的に対象に含めるなど、補助金を申請しやすい環境を整備することが望ましい。</p>	<p>補助対象経費の範囲や対象を見直すなど、受講希望者が利用しやすい補助制度となるよう、検討を進めてまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 7 年度の実施に向け、見直しの検討を行ったところですが、補助対象に旅費等の付随費用を含めた場合、限られた予算の範囲では、研修費用本体の減額を伴うことから、補助対象の範囲の変更には至っておりません。しかしながら、企業サポート専門員が企業訪問時に積極的に活用を呼びかけるなど周知に努めたことにより、企業における制度活用の機運が高まり、令和 7 年度においては予算の上限額を超える申請を頂いております。</p> <p>(経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
60	<p><b>「映画の街盛岡」推進事業【意見 3】</b></p> <p>プレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券発行事業について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      プレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券について、令和 5 年度は一部の入金が行われず、販売数量 900 セットに対して、実際に購入された販売数量 663 セットと発行枚数の 73.7 パーセントとなり、発行枚数の 4 分の 1 を超える枚数が使われることがなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      令和 6 年度と同様に令和 7 年度以降も事業を実施する場合には、入金期日を当選連絡後から近い日付を設定し、入金がなかった当選者の当選は取り消し、再度、事前申込を実施し、セット券の完売を目指すべきである。</p>	<p>今後の実施の際においては、令和 6 年度事業と同様に入金期日を短期に設定し、当選未入金分の再募集・販売を行い、完売を目指して事業を進めてまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 6 年度においては、令和 5 年度の実施結果の反省を踏まえ、当選連絡から 12 日以内の入金期限設定や、未入金分の再販売を実施したところであり、販売率 99%、鑑賞券利用率 92.09%、飲食券利用率 98.72% の実績を得ております。</p> <p>なお、令和 7 年度においては当該事業は実施しておりません。</p> <p>(経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
63	<p><b>商店街振興事業【意見 4】</b></p> <p>商店街振興事業費補助金交付要領について</p> <p>【現状の問題点】 令和 4 年度までは商店街情報発信事業は予算額を超えるニーズがあったが、商店街イベント事業はコロナ禍といった要因があり予算額の半分も執行されなかった。</p> <p>【解決の方向性】 街路灯の更新等を事業メニューに含めるなど、商店街連合会の要望等を聞き取り、商店街振興に資する事業メニューの追加や修正を行っていくことを検討すべきである。</p>	<p>引き続き、市商店街連合会等の意見を丁寧に伺いながら、商店街振興に資する補助メニューとなるよう検討を進めてまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>補助率の見直しや、補助メニューごとに分かれていた補助金の 1 本化を実施したことにより、令和 5 年度で約 97%、令和 6 年度で約 92% の執行率となっております。</p> <p>今後におきましても、商店街連合会の要望を伺いながら、補助内容の検討を進めてまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
69	<p><b>商工団体育成事業【意見 5】</b></p> <p>収支決算書の記載不備について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>            収支決算書には、支出項目の項目が明確に記載されているが、収入項目について内容が記載されていないため、歳入歳出差引残額を計算することができず、正確な収支状況を把握することができない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>            正確な収支状況を把握するため、事業者に対して収支状況の詳細を把握できる収支決算書の作成・提出を指導すべきと考える。</p>	<p>補助対象団体に対し、収入項目の記載された収支報告書の作成・提出を求めてまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 6 年度の事業完了報告において、補助対象団体に対する提出指導の結果、収支状況の詳細を把握できる収支決算書の提出を受けております。</p> <p>(経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
72	<p><b>地域おこし協力隊活用事業【意見 6】</b></p> <p>事業年度終了後の活動評価について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 活動成果指標について、令和 5 年度の活動終了後に、どの程度達成されているのかを評価した証跡が残っていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 地域おこし協力隊員に対して、年度の活動終了後に進捗度を具体的に報告し、証跡を残すように指導すべきと考える。</p>	<p>隊員の活動状況に応じた適正な成果指標を設定すると共に、活動成果指標に係る報告を行うよう指導いたします。</p> <p>(経済企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 6 年度に隊員に対する指導を行い、令和 6 年度最終月の活動報告書において、活動状況及び活動成果指標の進捗度に関する報告がなされていることを確認しております。</p> <p>(経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
76	<p><b>工業振興事業【意見 7】</b></p> <p>国外展示会等への出展に対する補助金上限額の見直し等について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 第 2 期工業振興ビジョンアクションプランにおける目標と取組状況においては、令和 5 年度～14年度の対象期間における目標の一つとして、「市場開拓補助金（国内分）の活用」30社（3 社/年）及び「市場開拓補助金（国外分）の活用」20社（2 社/年）を掲げているが、令和 5 年度実績は、国内分 3 件及び国外分 1 件であった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 国外展示会等への出展について、上限額が現在の為替水準下において妥当か否か改めて検討されたい。また、企業サポート専門員等による企業ニーズの把握や掘り起こしとともに、本補助金の活用等を通して、海外市場への進出意図を有する企業へのバックアップをより一層進められたい。</p>	<p>事業者からのヒアリング等を行い、市場開拓補助金の上限額の妥当性について検討してまいります。また、企業サポート専門員等により企業ニーズの把握に努め、本補助金の活用等を通じた海外市場への進出意図を有する企業へのバックアップをより一層強化してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>補助金上限額の妥当性も含めて事業者に対してヒアリングを実施しているところであり、使い勝手が良くなるよう今後の補助金のあり方を検討しています。また、企業サポート専門員等によるニーズ喚起や海外市場への進出意図を有する企業へのバックアップについては積極的にJETROを活用し強化していきます。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
78	<p><b>工業振興事業【意見9】</b></p> <p>「ものづくり企業者」の脱炭素経営に対する支援策の検討について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> ものづくり企業カーボンニュートラル事業補助金は、令和5年度に開始されたものの、交付実績は1件（交付額9万円）にとどまっており、令和6年度には廃止されている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> ものづくり企業者における脱炭素経営の支援の意義は理解できることから、補助金の利用が伸び悩んだ要因等を改めて整理し、補助金以外の手法も含めて、脱炭素経営の支援策の可否を検討されたい。</p>	<p>ものづくり企業カーボンニュートラル事業補助金の利用が伸び悩んだ要因としては、補助金の周知期間が十分に確保できず、事業者への周知が十分にできなかったことが挙げられます。脱炭素経営に対する支援策については、事業者等へのヒアリングを行いながら引き続き検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p><b>【補助金の利用が伸び悩んだ要因等】</b> 産業支援機関のプラットフォームやものづくり企業が集積する協議会を通じて周知を行ったが、市内企業における脱炭素経営そのものの理解が不足しているものと考えられます。また、コロナ禍による経営難等で、経営改善にリソースを割けるものづくり企業が少なかったものと思われま。</p> <p><b>【脱炭素経営の支援策の要否】</b> 市内ものづくり企業に対しては、脱炭素経営の理解醸成の段階から取り組む必要があるため、脱炭素経営に対する支援策として、岩手県が作成・公表する「岩手県脱炭素経営事例集」等を活用しながら、企業サポート専門員による企業への個別のアドバイスによって、脱炭素経営の必要性の理解に取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
80	<p><b>盛岡テクノミュージアム設置事業【意見10】</b></p> <p>盛岡テクノミュージアムの活用方法の見直しについて</p> <p>【現状の問題点】                      学生等の地元定着等を図るためには、地元の製造業及び情報サービス業で働くことによってどのような人生を送ることが可能となるのか、人生のライフプランを示していくことが重要であろう。</p> <p>【解決の方向性】                      学生等の地元定着を促すための一連のアプローチの中における事業の必要性や位置付け等を改めて整理し、特に県や学校と一層の連携を図った上で、盛岡テクノミュージアムの活用方法を見直されたい。</p>	<p>学生等に地元定着を図るため、ものづくり人材育成事業との連動など事業の位置付けを整理するとともに、盛岡広域8市町内の学生が事業を活用できるよう学校との連携を図りながら、より実効性のある事業に見直してまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>今年度、経済企画課と高校訪問を実施し、経済企画課が取り組んでいるインターンシップ事業や盛岡市高校生地元定着コーディネート事業と連動して、盛岡市内高校にテクノミュージアムの活用方法等を周知しました。上記事業と連動することにより生徒の理解を深め、卒業後の地元就職や将来的な地元定着につなげるため、ものづくり企業の見学・体験できる場の提供を引き続き行っていきます。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
81	<p><b>盛岡テクノミュージアム設置事業【意見11】</b></p> <p>QRコード付きカードによる学生等への周知方法の見直しについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 令和 5 年度も QR コード付きカード 1 万枚を市内の高校・大学等に配布しているが、必ずしも学生等が「マルチモノモリオカ（IT とものづくり産業等の発展のために、全国から企業が参画し未来技術にチャレンジするプラットフォーム）」のウェブサイトへのアクセスをきっかけに地元定着を考え、工場見学に足を運ぶ誘因となるよう作成されたものとは言い難い。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> カードの利用実態等を把握した上で、学生等への周知方法として適切か否か再検討を図りたい。また、今後も同様の手法を採るのであれば、リンク先ウェブサイトの内容をターゲットである学生等に地元製造業及び情報サービス業への就業を促す内容とするよう見直すとともに、職場体験等のキャリア教育時にカードを活用してもらう等その配付方法についても見直されたい。</p>	<p>学生のイベント等での告知やポスターの設置など、QR コード入りカードの配布以外の検討を行い、工場見学に足を運ぶ誘因となるような周知方法へ見直しを図ってまいります。</p> <p>（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>QR コード付きカードは、生徒にとって活用しづらいとの懸念が進路担当教員から示されたことから、職場体験等のキャリア教育時に活用してもらうため、テクノミュージアム登録企業の一覧表を高校に配布することとして、周知方法を変更しました。今後は経済企画課とも連携して、生徒への周知になお一層力を入れていきます。</p> <p>（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
83	<p><b>ものづくり人材育成事業【意見12】</b></p> <p>事業実施方法の見直しについて</p> <p>【現状の問題点】                      学生を対象としてもものづくりを担う人材を育成することにより、地元定着を促進する契機とすることを目的とした事業であるが、実態は、盛岡市立高校の体験学習の一環としての工場見学や講演等となっている。また、工場見学先も令和2年度以降H I H（ヘルステック・イノベーション・ハブ）が続いている。</p> <p>【解決の方向性】                      ものづくり人材育成の視点を踏まえて事業の位置付けを整理し、県広域振興局等との一層の連携も含めて、より実効性のある事業とするよう実施方法を見直されたい。</p>	<p>地元定着を促進する契機となる事業とするために、これまでの工場見学から、県広域振興局等と連携した盛岡広域の企業による出前講座の実施へ変更し、より実効性のある事業に見直しを図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>令和7年度においては、工場見学を休止し、高校への出前講座として、ものづくり企業の若手社員との講演・懇談の機会を増やすことで、ものづくり企業におけるキャリア形成について理解を深めるよう取り組んだところであります。</p> <p>なお、ものづくり人材育成事業については、経済企画課や盛岡広域産業成長推進協議会にて類似の事業を実施しており令和8年度から統合する予定としております。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
91	<p><b>盛岡手づくり村振興事業【意見14】</b></p> <p>公益財団法人盛岡地域地場産業振興センターの経営改善に向けた取組について</p> <p>【現状の問題点】 地場産業振興センターの正味財産増減計算書を確認したところ、経常的な損益を示す「当期経常増減額」は毎期、赤字計上が継続しており、経営状況及びキャッシュ・フローの状況は極めて厳しい状況と言わざるを得ない。</p> <p>【解決の方向性】 第三者の立場から客観的に現状の問題点、課題分析等の調査を行うべきである。その課題を解決するための抜本的な経営改善計画を策定し、その経営改善計画を確実に実行するために抜本的な経営改革を実行し得る常勤の経営人材を組織に取り込み、組織を活性化することが必要であり、職員の意識改革を図ることも必要である。</p>	<p>令和 6 年度に総務省の「経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、アドバイザー（公認会計士）の派遣を受け、地場産業振興センターの運営課題の整理と経営改善に取り組んでおります。</p> <p>また、令和 7 年度には第三者の専門家によるデューデリジェンス調査を行い、抜本的な経営改善を進めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>抜本的な経営改革を検討するため、本年度、現状の問題点や課題分析等の調査及び、経営改善策の提案を業務内容とした「盛岡手づくり村のあり方検討調査業務委託」を盛岡地域地場産業振興センターが主体となり実施しており、調査結果を踏まえ、組織体制の変更も含めた経営改善計画を策定することとしております。</p> <p style="text-align: center;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
95	<p><b>産業支援事業【意見17】</b></p> <p>事業効果の検証に係る基準に対する目標値の見直しについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 産学共同研究等支援事業補助金に係る事業効果の検証の基準の一つに「補助事業者の売上高」があるが、事業効果の基準としては曖昧な点があることを理由に廃止する方向で見直しを検討するとしている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 現状の基準は見直すことが望ましいが、単に廃止するのではなく、「新たに開発した製品の売上高」等のように実際に産学共同研究が事業者に与えた影響を金銭的に示す指標の設定の適否についても併せて検討されたい。</p>	<p>実際に当該補助金の活用が新製品開発につながった事業者へのヒアリング等により、産学共同研究が事業者に与えた影響について定量的に示すことのできる評価指標を設定するよう、金銭的指標設定の可否を含めて検討してまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 8 年度から事業効果が検証しにくいことを理由に事務事業見直しの対象となったことから、事業廃止します。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
102	<p><b>産業支援センター管理運営事業【意見21】</b></p> <p>産業支援センター卒業（退去）後の実態把握等について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 平成14年度から令和5年度までの20年間における産業支援センターの卒業（退去）企業数93社の内、事業を継続する意図を有していた企業は69社であったが、その後の市内での事業継続の状況等は把握されていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 卒業後3年程度経過後のアンケートにより卒業企業の立地、売上高、利益及び雇用等の状況を把握し、市の新規事業者育成に係る施策の見直し等に反映するような枠組みを検討されたい。</p>	<p>入居企業の卒業後の状況について把握できるよう、指定管理者とも協議しながら、アンケート調査などを行い、フォローアップの仕組みづくりに取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>これまでも指定管理者において電話やメール等により卒業者の事業継続の現状把握に努めてきたところですが、指定管理者とも協議し、より詳細な現状把握に努めることとします。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
108	<p><b>産学官連携研究センター管理運営事業【意見22】</b></p> <p>研究開発室使用期間等の見直しについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      研究開発室の使用の許可の期間は3年以内とされ、当初の許可時から5年を超えない範囲内で2回を限度として更新することができることとされているが、結果として、5年を超える使用期間が許可されている企業も存在する。また、一部の企業が多くの研究開発室を使用する実態がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      実態に即して3年を原則とする使用期間自体を見直すとともに、使用期間を延長する際においても、10年程度の上限を設定する等、一定の制約を課すことを検討されたい。また、入居希望者間の公平性を阻害しないよう、研究開発室の複数使用に係る条件や上限を設定する等、対応方針を明確化されたい。</p>	<p>設置当初に設定した5年以内という使用期間と、新技術・新製品開発といった目的達成のため入居企業が必要とする使用期間のギャップが課題となっていることから、指定管理者との協議や入居企業からのヒアリングを行い、使用期間の見直しについて検討してまいります。</p> <p>併せて、一部入居企業の使用期間の長期化や多数の研究開発室使用についても課題と認識していることから、使用期間を延長する場合の上限設定や研究開発室の複数使用に係る条件設定等に関しても検討するとともに、施設卒業に向けて適時適切な支援を行えるよう、指定管理者と協力して対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>研究開発室の使用期間については、実態や新技術・新製品等の開発には長期の研究開発期間を要し、また、市場の変化や研究開発型企業の経営安定化に対応するため、令和8年度から入居期間を見直します。</p> <p>研究開発室数の複数使用については、公募の原則を基本としながら、他の入居希望者の状況とともに、事業分野、事業内容、経済状況等を申請時点で総合的に判断する必要があるため、一律の基準を設定して判断せず、現状どおり、審査委員会において必要性和公平性を十分に勘案したうえで、入居の可否を判断する取扱とすることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
109	<p><b>産学官連携研究センター管理運営事業【意見23】</b></p> <p>事業化支援ブースの有効活用について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 全8ブースある事業化支援ブースは、令和6年9月の監査時点においては全く利用されていない状況であった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 利用者のニーズ等を把握し、より密室性の高い構造とする等、施設の有効活用を図られたい。</p>	<p>入居企業へのヒアリング等を通じて事業化支援ブースの活用や要望について調査し、指定管理者と連携しながら、利用者のニーズに応じたより有効な活用方法を検討してまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>事業化支援ブースの利用形態については、共同研究の実態や企業のニーズを把握のうえ、8年度から見直すこととして調整しています。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
110	<p><b>産学官連携研究センター管理運営事業【意見24】</b></p> <p>産学官連携研究センター卒業（退去）企業への支援及び卒業（退去）後の実態把握等について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 平成19年 8 月の施設設置後からの累積卒業企業数（産学官連携研究センターにて共同研究等を行った後に、同センターから移転した企業数）57社に対して、市内に定着した企業数は15社と、その 4 分の 1 程度（26.3パーセント）にとどまっている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 入居希望者に対して、市内での事業化が前提となっている旨の理解を十分求めるよう指定管理者に促すとともに、拠点を市内へ移し事業を継続する事業者に対し、市内移転がメリットとなるような方策を検討し、一層の誘導等を図られたい。</p>	<p>施設の設置目的を鑑み、入居審査のタイミングから市内での事業化が前提となっている旨の理解を十分求めるよう指定管理者に要請するとともに、事業者に対し「工場等新設拡充促進事業補助金」や「情報関連企業立地促進事業補助金」といった優遇制度の周知を図り、市内移転を促してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>指定管理者においては伴走支援の中で、市においても卒業後の移転先に係る情報提供を行うとともに、投資を伴う場合については補助金の交付を行うなど、市内での事業化を促すよう努めております。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
111	<p><b>産学官連携研究センター管理運営事業【意見25】</b></p> <p>指定管理者を非公募にて継続する場合における収支見込（収支予算）の取扱いについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 指定管理者から提出された令和5年度収支決算書においては、収支予算に対して、旅費、消耗品費、光熱水費及び事業費の費目において執行残額が大きく生じる一方、修繕費及び委託料で予算超過が大きく生じている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 非公募にて指定管理者を継続させる際には、収支見込に限らず競争性が期待できないこともあり、前指定期間の経験を踏まえた具体的な収支見込の提出を指定管理者に求め、その審査も慎重に行うよう留意されたい。</p>	<p>令和7年度以降の指定管理者については、公募にて指定いたしました。新たな指定管理者に対しても、具体的かつ適切な収支見込の提出を行うよう求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>指定管理者を公募により決定し、令和7年度から従前の指定管理者とは別の指定管理者となりましたが、収支見込につきましては、具体的な収支見込の提出を指定管理者に求め、その審査も慎重に行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
116	<p><b>新事業創出支援センター管理運営事業【意見26】</b></p> <p>貸工場の複数使用に係る条件等の明確化について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 令和 5 年度末において全貸工場（6 棟）に事業者が入居している。稼働率が高いこと自体は望ましいが、このうち 3 棟の工場（A タイプ 2 棟の内の 2 棟、B タイプ 3 棟のうちの 1 棟）は同一の事業者が使用している。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 同一の事業者が複数棟を使用することは否定されないが、入居希望者間の公平性を阻害しないよう、貸工場の複数使用に係る条件や上限を設定する等、対応方針を明確化されたい。</p>	<p>新事業を創出しようとする企業等を支援する目的で設置された施設であり、企業毎に事業規模及び使用予定期間が異なることから、定量的に複数使用に係る条件を設定することは困難であると認識しています。</p> <p>一方で、新規の入居希望者等施設の入居ニーズを踏まえ、最大限公平性に配慮する必要があることから、同一事業者が長期間独占することのないよう、指定管理者及び関係機関と連携の上、各入居者の使用期間終了を見据えた卒業支援に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>同一事業者の複数棟使用の必要性については、公募の原則を基本としながら、他の入居希望者の状況とともに、事業分野、事業内容、経済状況等を申請時点で総合的に判断する必要があるため、一律の基準を設定して判断せず、現状通り、審査委員会において必要性和公平性を十分に勘案したうえで、入居の可否を判断する取扱とします。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
129	<p><b>地場・伝統産業振興事業【意見28】</b></p> <p>類似事業実施の負担金の再構築について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡デー実行委員会など各種物産展実行委員会が物産展等を開催している。開催場所は異なるものの、類似の物産展が開催されており、参加の事業者も類似している物産展となっている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 類似の実行委員会等への負担金を統合することになれば、今まで開催していた物産展等の催し物も開催方法・規模・内容の選択肢が多くなる可能性があることから、類似事業実施の負担金の再構築を検討することが望ましい。</p>	<p>各種物産展実行委員会（物産と観光展・もりおか味と工芸展・盛岡デー）の統合に向けて、各委員会の委員から承認を受けたことから、令和 6 年度中の統合に向けて事務を進めております。 (ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済 既存の 3 実行委員会を 1 つに統合し、令和 7 年度より「もりおか物産展実行委員会」を発足。同実行委員会において、3 実行委員会で実施していた物産展事業等を実施しています。 (ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
130	<p><b>地場・伝統産業振興事業【意見29】</b></p> <p>個人情報取扱事務に係る対応について</p> <p>【現状の問題点】                      もりおかエール便事業の業務委託に係る個人情報取扱事務に係る特記仕様書では、受注者に対し、個人情報の保護に関する周知徹底、啓発や教育研修の実施・確認状況の報告は求めている。また、受注者に対して、業務に従事させる者に秘密保持等に関する誓約書を提出させることまでは求めている。</p> <p>【解決の方向性】                      業務委託において、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する周知徹底、啓発や教育研修の実施・確認状況を受注者に確認することが望ましい。また、秘密保持等に関する誓約書の提出を義務付けることを検討することが望ましい。</p>	<p>個人情報の取扱いが発生する業務の委託に際しては、受託事業者における個人情報保護に関する周知・教育の徹底や秘密保持等に関する事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める事項を仕様書に追加することにより改善を図ってまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>今後当該事業を実施する際には、受注者に対する個人情報の保護に関する周知徹底、啓発や教育研修の実施、秘密保持等に関する誓約書の提出義務付けなどを行うこととします。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
132	<p><b>地場・伝統産業振興事業【意見30】</b></p> <p>口座振込依頼書について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 特産品ブランド認定会議委員への謝礼支払いに係る口座振込依頼書の氏名の横に「印」の文字が存在している。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 全庁的に口座振込依頼書の押印は不要となっていることから、様式の「印」の文字を削除して、委員の事務を軽減することが望ましい。</p>	<p>早急に様式の改訂を行い、委員の事務軽減に向けた見直しを図ってまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>口座振込依頼書の押印欄を削除済みです。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
134	<p><b>ものづくり産業魅力向上事業【意見31】</b></p> <p>販路拡大のための商談会について</p> <p>【現状の問題点】 友好都市を提携している花蓮市で、物産展を計画していたが、市主催による物産展では、渡航費や輸送費等の市側の費用負担が高額となることから、物産展開催を見送ることとなり、本事業も廃止となった。</p> <p>【解決の方向性】 今後の海外販路拡大において有用なものであり、このまま海外販路拡大を完全に断念すべきではない。日本貿易振興機構（JETRO）に海外販路拡大等のために、商談会の開催を促すように掛け合うことも検討すべきである。</p>	<p>海外で実施する市主催事業は費用負担が大きく財源確保の課題があることから、日本貿易振興機構や岩手県が主催する国外物産展・見本市等の周知を図り、事業者の活用を促してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>日本貿易振興機構（JETRO）に対して海外販路拡大等のための商談会やバイヤー招聘の開催等について、協議を進めながら販路拡大に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
137	<p><b>盛岡 A I ・ I o T プラットフォーム事業【意見32】</b></p> <p>デジジュクの内容の検討について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> DX に関心のある社会人等を対象に「モリオカデジタルトランスフォーメーション塾」（通称：デジジュク）を開催しており、毎週金曜日 9 時 30 分から 17 時までの時間帯、全 7 回の講座の中で、プログラミング等について学習し、地場企業等の DX 人材の育成を支援しているが、日程の確保が難しいとの意見があった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 講座受講者が対面での講座やオンライン受講と e-learning とを組み合わせることで、日程確保がしやすくなる可能性がある。また、初級編・中級編・応用編・実践編等のレベルに応じた講座を開催することにより、真の DX 人材育成を推進すべきである。</p>	<p>令和 7 年度から短期集中型プログラミング講座とデジジュクを統合し、プログラミングスキルを身につける学習編（2 回）と学んだスキルを実践の場で活かす実践編（1 回）を開催するよう調整を進めております。日程等についても受講しやすくなるよう検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 6 年度から短期集中型プログラミング講座（スパルタキャンプ）を実施しており、令和 7 年度からはデジジュクを廃止してスパルタキャンプのみを実施しており、参加しやすくするため、開催日程は土日のみとしております。また、2 言語に対応した初級編とより高度な実践編を開催し、受講者のレベルに応じた講座としております。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
138	<p><b>盛岡AI・IoTプラットフォーム事業【意見33】</b></p> <p>岩手もりおか学生デジタルアイデアコンテストについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> デジタル技術を活用した岩手もりおか学生デジタルアイデアコンテスト（以下「デジコン」という。）において、発表者による発表とその質疑応答が行われているが、審査委員の講評が少なかったため、内容に対する評価（要改善事項など）が分からず、審査基準が分かりにくく、審査結果に納得いかなかったと感じる発表者がいた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 審査委員コメントを全てのデジコン発表者に対して、フィードバックするように実行委員会に対して促すことが望ましい。また、デジコンの発表内容を公表し、興味のある企業とのマッチングを行い、事業への実装までつなげることができる仕組みをつくることを検討するように実行委員会に対して促すべきである。</p>	<p>実行委員に対し、フィードバック方法及び事業の実装についての仕組み作りについて共有を促しました。また、2024年度デジコン発表会では発表後に実行委員と発表者が質疑、評価等を共有できる懇親の場を設けるよう見直しを行いました。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>令和6年度から最終審査会終了後に参加者とアイデアや発表に関する振り返りの共有、意見交換の場づくりとして交流会を実施しております。</p> <p>加えて、発表内容が実現に向けて取り組まれるよう適切なフィードバックを実行委員会に対して提言したところです。</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 商工労働部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
141	<p><b>地域企業成長加速支援事業【意見34】</b></p> <p>認定企業に対する成長加速支援のための仕様書の修正について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>認定企業に対する盛岡アクセラレータープログラムの実施はその年度のみであり、翌年度以降のフォローアップは全く行っていない。</p> <p>メンタリングは、「認定企業 1 者につき計 8 回以上」と回数で設定しているが、1 回当たり 1 時間の実施で東京からの往復交通費が経費計上され、経費が多額となっている。</p> <p>仕様書上、「プログラムの成果を測定する指標をあらかじめ設定し、完了時に測定すること。」とあるが、認定企業のアクセラレータープログラムに対する満足度の調査・ヒアリング等は実施していなかった。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>過年度の認定企業に対してもフォローアップを行うことができるように仕様書の修正を検討すべきである。</p> <p>メンタリングは累積時間に変更すべきである。また、オンライン会議も可能とするように仕様書を変更することも検討すべきである。</p>	<p>令和 7 年度から、過年度の認定企業に対してもフォローアップを行う仕様に変更する予定としております。メンタリングについては、令和 6 年度にオンラインで実施しておりますが、令和 7 年度も同様に実施するよう仕様書を変更し、回数設定から累積時間への変更については、オンラインでの面談や事業の進捗に応じた定期的なメンタリングが効果的であると考えられるため、変更については、事業者と協議のうえ決定いたします。また、認定企業に対する満足度等の調査については、アンケートやヒアリングにより調査する仕様に変更いたします。</p> <p style="text-align: right;">(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 7 年度から過年度の認定企業に対してもフォローアップを行う仕様に変更済みです。</p> <p>メンタリングについては令和 6 年度からオンラインで実施しており、令和 7 年度においても同様にオンラインで実施しています。</p> <p>なお、オンラインでの面談実施が可能となったことから、事業の進捗に応じた定期的なメンタリングが効果的であると考えられるため、累積時間ではなく引き続き回数設定としております。</p> <p>また、認定企業に対する満足度等の調査については、令和 6 年度からアンケート、ヒアリングにより調査を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">(ものづくり推進課)</p>

	<p>認定企業が当プログラムに応募してよかったか、否かの判定をするためにも認定企業に満足度等の調査・ヒアリングを実施すべきである。</p>		
--	---	--	--

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
144	<p><b>観光客誘致宣伝事業【意見35】</b></p> <p>おもてなし推進協議会における随意契約について</p> <p>【現状の問題点】                      (株)エイチ・アイ・エスとの契約について、随意契約理由が存在するにもかかわらず、起案書に随意契約理由の記載がなく、別途随意契約理由書の作成もなされていなかった。</p> <p>【解決の方向性】                      おもてなし推進協議会が随意契約を行う際には、市における随意契約と同様に、その理由を明記した書類をもって決裁するよう、事務手続きを改める必要がある。</p>	<p>随意契約を行う場合は、市における取り扱いと同様に、契約理由等を含む必要な事項を記載するよう、おもてなし推進協議会に対し求めてまいります。</p> <p>(観光課)</p>	<p>○措置済</p> <p>随意契約を行う場合は、市における取扱いと同様に、決裁文書に契約理由等を含む必要な事項を記載するよう、おもてなし推進協議会に求めており、令和7年度の事務処理について、随意契約理由等を記載されていることを確認しております。</p> <p>(観光課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
145	<p><b>観光客誘致宣伝事業【意見36】</b></p> <p>おもてなし推進協議会における決裁日について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> おもてなし推進協議会は任意団体であることから、紙面での起案・決裁を行っているが、起案日の記入はあるものの決裁日の記入のない起案書が散見された。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 紙面の起案書には記入または押印等により決裁日を明記すべきである。</p>	<p>起案書への決裁日の明記を徹底するよう、おもてなし推進協議会に対し求めてまいります。</p> <p>(観光課)</p>	<p>○措置済</p> <p>起案書への決裁日の明記を徹底するよう、おもてなし推進協議会に求めており、令和7年度は起案文に決裁日の入力が行われていることを確認しております。</p> <p>(観光課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
146	<p><b>観光団体育成強化事業【意見37】</b></p> <p>補助金交付先の収支予算書における繰越金の未記載について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡つなぎ温泉観光協会伝統芸能常設公演事業補助金について、盛岡つなぎ温泉観光協会の補助金交付申請に係る収支予算書には前年度からの繰越金の計上がなかったが、収支決算書には前年度からの繰越金が計上されていた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 繰越金を含めない予算は正確なものとは言えない。収支予算書を補正して提出するよう、盛岡つなぎ温泉観光協会に要請するべきである。</p>	<p>繰越金を含めた収支予算書を提出するよう、盛岡つなぎ温泉観光協会に求めてまいります。</p> <p>(観光課)</p>	<p>○措置済</p> <p>繰越金を含めた収支予算書を提出するよう、盛岡つなぎ温泉観光協会に求めており、令和7年度の盛岡つなぎ温泉観光協会伝統芸能常設公演事業補助金の交付申請（令和7年4月）の際に、指示通りに措置されていることを確認しております。</p> <p>(観光課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
150	<p><b>まつり・イベント振興事業（観光課）【意見38】</b></p> <p>まつり・イベントの実行委員会における税務申告について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡花火の祭典実行委員会、盛岡さんさ踊り実行委員会とも従来は特段、税務申告は行ってこなかった。 ※監査期間中に、税務申告について着手しているとの説明があった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 実行委員会は任意団体であるが、税法上、人格なき社団とみなされ、収益事業の興行業には法人税が、チケット収入には消費税がかかることになる。また、アルバイト代等の人件費があれば源泉徴収の義務も生じる。関係各機関と協議を行い、納税義務の有無を確認することが望ましい。</p>	<p>各実行委員会からは、消費税申告等に必要となる対象経費の精査を行って消費税申告等する旨、報告を受けていることから、逐一状況を確認してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>	<p>○措置済</p> <p>各実行委員会の事務局である盛岡商工会議所からは、盛岡さんさ踊り実行委員会は令和6年度分において、課税事業者として消費税申告を行い、納付済みである旨を確認しております。盛岡花火の祭典実行委員会については令和6年度は免税事業者であったため該当しませんでした。令和7年度において納税義務は発生することから、納付に向けた手続きを進めている旨を確認しております。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
150	<p><b>まつり・イベント振興事業（観光課）【意見39】</b></p> <p>負担金の請求における双方代理の解消について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡花火の祭典実行委員会の会長から市にあてた請求書上、盛岡市長が実行委員会の会長として盛岡市長に対して請求する形となっており、形式的には盛岡市長が実行委員会と盛岡市の双方を代表している。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 判例では、地方公共団体の長が締結する契約について、民法第 108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとしている。双方代理の問題を回避する方法として、一方の代表が自らの代理人に委任する方法もあることから、他市の事例も参考に検討されたい。</p>	<p>盛岡市長が会長となっている盛岡花火の祭典実行委員会において、会長の代理人に負担金請求に係る事務を委任するよう依頼いたします。</p> <p>(観光課)</p>	<p>○措置済</p> <p>盛岡花火の祭典実行委員会では、令和 7年度の負担金請求より、負担金の請求及び受領の権限を代理人に移譲し、代理人から盛岡市長に請求する形としております。</p> <p>(観光課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和6年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
152	<p><b>広域観光推進事業【意見40】</b></p> <p>任意団体における繰越金について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 八幡平国立公園協会に対し負担金等を支出しているが、年度末繰越金となって残っている。また、前年度繰越金よりも年度末繰越金が増加しており、会員団体から集めた会費を使い切れていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 八幡平国立公園協会に対し、多額の繰越金を保有し続ける必要性は低く、事業の実施に当たってまず繰越金を使用し、その分会費を減額すべきである旨要望することが望ましい。</p>	<p>八幡平国立公園協会事務局に対し、繰越金の使用や会員団体の会費の減額について検討するよう求めてまいります。</p> <p>(観光課)</p>	<p>○措置済</p> <p>八幡平国立公園協会事務局に対し、繰越金の使用や会員団体の会費の減額について要望しました。</p> <p>なお、令和7年度会費の減額について総会で決定されたところです。</p> <p>(観光課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 交流推進部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
159	<p><b>盛岡芸妓育成事業【意見41】</b></p> <p>繰越金の存在を踏まえた補助のあり方について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡芸妓後援会に対して後継者育成、お座敷体験に係る経費の補助を行っているが、盛岡芸妓後援会の繰越金の額は令和3年度末から年々増加している。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 盛岡芸妓後援会に対し、あえて補助金を交付する必要性は低いと考えられ、今後、まずは繰越金を使用するよう協議する必要があると考える。</p>	<p>繰越金の執行について、予算執行状況を勘案しながら盛岡芸妓後援会と協議を行ってまいります。</p> <p>(観光課)</p>	<p>○措置済</p> <p>盛岡芸妓後援会へ予算執行状況を勘案し、繰越金を使用するよう伝達済みです。</p> <p>引き続き、協議を行いながら適切な事業の執行を進めてまいります。</p> <p>(観光課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
164	<p><b>まつり・イベント振興事業（産業振興課）【意見 42】</b></p> <p>負担金の請求における双方代理の解消について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      岩洞湖まつり、玉山夏まつり、オオヤマザクラまつりのいずれにおいても、実行委員会から盛岡市にあてて負担金の請求がなされている。請求書上、盛岡市長が実行委員会の会長として盛岡市長に対して請求する形となっており、形式的には盛岡市長が実行委員会と盛岡市の双方を代表している。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      判例では、地方公共団体の長が締結する契約について、民法第 108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとしている。双方代理の問題を回避する方法として、一方の代表が自らの代理人に委任する方法もあることから、他市の事例も参考に検討されたい。</p>	<p>市長が各まつりの実行委員会の会長であり、民法第108条の双方代理の禁止の規定に触れるおそれがあることから、負担金請求に当たり、今後は会長以外の者に事務を委任することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興課）</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 7 年度は各実行委員会において、負担金請求に係る権限を実行委員会会長（盛岡市長）から事務局長（玉山総務課長）に委任した上で、事務局長から盛岡市に対して請求を行った。</p> <p style="text-align: right;">（玉山総務課）</p> <p>※R7年度から玉山総務課へ事業移管</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 6 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：商工振興施策に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
164	<p><b>まつり・イベント振興事業（産業振興課）【意見 43】</b></p> <p>イベント中止の場合のキャンセル規定について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 令和 5 年度のオオヤマザクラまつりは荒天のため中止となった。しかし、中止の決定が開催予定日の 2 日前であったため、スペシャルゲストの出演謝礼、出演者の昼食代等の経費発生が回避できなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 異常気象や感染症の流行など、まつり・イベントをやむをえず中止せざるを得ない状況は起こると推測されることから、あらかじめキャンセル規定を策定し、相手方と合意しておくことが有効と考えられる。</p>	<p>まつり・イベントの中止に係るキャンセル料について、事前に相手方との合意を図った上で、その内容を記録した書面を作成し、保管することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（産業振興課）</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 7 年度はオオヤマザクラまつり、夏まつりともに出演依頼文書においてキャンセル料について記載し、相手方合意の上でイベントを開催した。</p> <p>（岩洞湖まつりについては、令和 7 年度はステージイベントを実施しなかったもの）</p> <p style="text-align: right;">（玉山総務課）</p> <p>※R7年度から玉山総務課へ事業移管</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。